

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0875600397号)

事業所は利用者及び契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者及び契約者の心身の状況や希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び契約者等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ^{めぐみ}愛の会
- (2) 法人所在地 茨城県石岡市根当10888番地3
- (3) 電話番号 0299-23-5211
- (4) 代表者氏名 理事長 木村 ^{さとなか}都央
- (5) 設立年月 平成6年9月26日
- (6) 定款に定められた事業
- ①第一種社会福祉事業：老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム、
軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置運営
 - ②第二種社会福祉事業：児童福祉法に関する事業（保育所）
 - ③第二種社会福祉事業：老人福祉法に関する事業（訪問介護、通所介護、
短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、
在宅介護支援センター）
 - ④第二種社会福祉事業：介護老人保健施設、居宅介護支援事業所

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援 ハート24小川事業所
平成27年6月15日指定
茨城県第0875600397号
- (4) 事業所所在地 茨城県小美玉市野田576番地3
- (5) 電話番号 0299-56-7818（居宅専用）
0299-56-7131（代表）
携帯電話：070-1048-2141（居宅専用）
- (6) 管理者 木村 幸一
- (7) 事業所の運営方針 当事業所は、介護保険法の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう支援します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月日 平成27年6月15日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域：小美玉市・石岡市・笠間市・行方市・鉾田市・茨城町

(2) 営業日及び営業時間

| | |
|-----------|--|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 受付時間 | 8時30分～17時30分 (*但し緊急時には24時間連絡が可能な体制とします) |
| サービス提供時間帯 | 8時30分～17時30分 |

4. 職員の体制

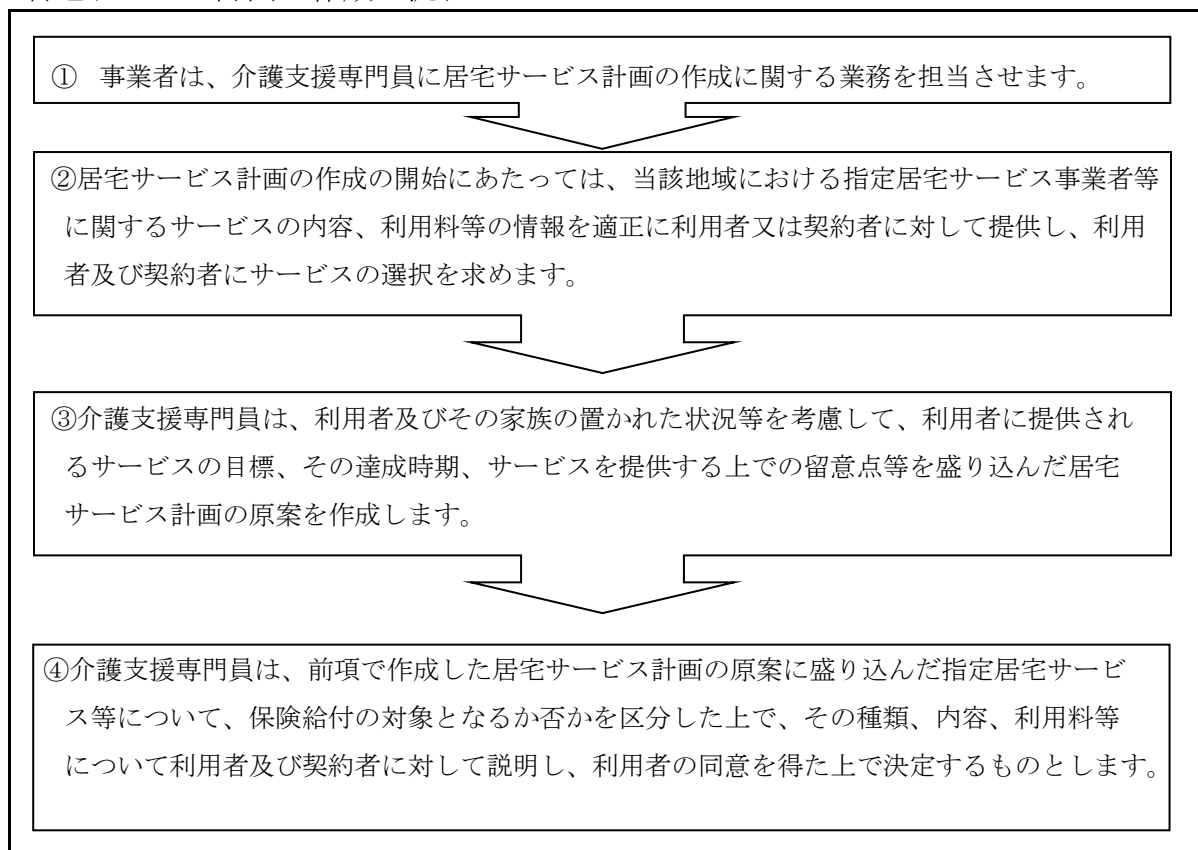
当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

| | 常勤専従 | 常勤兼務 | 指定基準 |
|------------|------|------|------|
| 1. 管理者 | | 1名 | 1名 |
| 2. 介護支援専門員 | 4名 | 1名 | 1名 |

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



5. 事業所が提供するサービス

当事業所は、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

① 居宅サービス計画の作成

利用者や家族等と面接し、利用者の心身の状況その置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他必要な保健・医療・福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画作成に当たっての課題分析の方法については「居宅サービス計画ガイドライン」を使用します。

② 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援を行い、サービスの内容、利用料等の情報を利用者又はご家族に対して適正に提供いたします。

また利用者及びご家族は、担当介護支援専門員及び居宅介護支援事業所に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。担当の介護支援専門員から、特定の事業者にかたよった情報提供や、利用者の選択を求めることなく、同意のない特定のサービス事業者を位置付けた居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

また、ケアマネジメントの公正中立性の観点から利用者に対し前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合を6カ月ごとに提示し説明します。【割合等詳細別紙】

③ サービス担当者会議の開催

初回ケアプラン作成時・更新時・区分変更時など利用者・利用者家族・サービス事業者・主治医・ケアマネを招集し開催します。基本的には自宅での開催ですが病院や施設など利用者家族に負担のないように配慮し開催します。

④ 居宅サービス計画作成後のサービスの提供

- ・利用者及び契約者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い少なくとも毎月1回以上利用者居宅を訪問し居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえ、状態等の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援を行います。

⑤ 介護保険施設への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められ、利用者又は契約者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の支援を行います。

⑥ 居宅サービス計画の変更

- ・利用者及び契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者及び契約者と事業者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

⑦ 要介護認定等の申請に係る援助

- ・利用者の要介護認定更新申請及び利用者の状態変化に伴う要介護認定区分変更申請等を円滑に行うために必要な支援をするとともに、利用者又は契約者が希望する場合には申請を代行します。

⑧ 給付管理票の作成・提出

- ・居宅サービス計画の内容に基づき、毎月給付管理票を作成し茨城県国民健康保険団体連絡会に提出します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

- ・サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・職員は常に身分証を携帯しておりますので、必要な場合はいつでも提示をお求めください。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

- ・事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
- ・介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者又は契約者からの交替の申し出

- ・選任された介護支援専門員の交替を希望する場合、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービス利用料金

(1) サービス利用料の支払い

居宅介護支援に関するサービス利用料金は、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）、自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護

保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者の介護度による実費をお支払いいただきます。※別紙、料金表参照

(2) 交通費

通常の事業の実施地域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、要した交通費の実費を負担いただきます。※別紙、料金表参照

8. サービス提供における事業者の義務

(1) 事業所の記録作成、交付について

- ① 利用者に対する居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するものとします。
- ② 利用者及び契約者は、事業所の営業する時間内において、当該利用者に関する記録を閲覧できるものとします。
- ③ 利用者及び契約者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができるものとします。
- ④ 事業所は、利用者及び契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者又は契約者から申し出があった場合は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(2) 守秘義務

事業者、介護支援専門員は居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及び契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

(3) 事故発生時の対応等

- ・事業者、介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに契約者及び利用者の家族等、市区町村（保険者）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(4) 損害賠償について

事業者はサービス提供にあたって故意または過失により、利用者または契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者及び契約者の故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められる場合は、損害賠償額を減じることができるものとします。

9. 主治医および医療機関等との連携

事業者は利用者の主治医、および関係医療機関との間において、利用者の疾患等（ご病気）に関することを、必要に応じて情報共有・連携させていただき、疾患等に対する対応や、介護サービス提供を円滑に行えるよう支援いたします。

(1) 担当事業者名および担当ケアマネジャー氏名等のお伝えのお願い

不測の入院や退院後の支援などに備え、担当の居宅支援事業者名や担当ケアマネジャーの氏名について、普段から主治医にお話しいただくこと、また入院となった際には病院へお伝えいただけるようお願いいたします。

10. 契約の更新及び終了

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

この契約の終了は、以下の（1）から（3）の事由によります。

(1) 契約の終了

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要支援1・2と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ④ 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者又は契約者から解約・契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

(2) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約又は解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者又はその家族の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者又はその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 1. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 木村 幸一

電 話 0 2 9 9 - 5 6 - 7 8 1 8（居宅専用）

電 話 0 2 9 9 - 5 6 - 7 1 3 1（代表）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、各市町村の介護保険担当課や地域包括支援センター、国民健康保険団体連合会、茨城県社会福祉協議会等でも受け付けています。

- 茨城県庁（地域ケア推進室） 0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 3 2
- 国民健康保険団体連合会 0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 6 5
- 茨城県社会福祉協議会（茨城県運営適正化委員会）
0 2 9 - 3 0 5 - 7 1 9 3
- 小美玉市介護福祉課 0 2 9 9 - 4 8 - 1 1 1 1
- 石岡市介護保険室 0 2 9 9 - 2 3 - 1 1 1 1
- 笠間市高齢福祉課 0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 0 1
- 行方市介護保険課 0 2 9 9 - 5 5 - 0 1 1 1
- 鉾田市介護保険課 0 2 9 1 - 3 3 - 2 1 1 1
- 茨城町長寿福祉課 0 2 9 - 2 9 2 - 1 1 1 1
- 小美玉市地域包括支援センター 0 2 9 9 - 5 8 - 1 2 8 2
- 石岡市地域包括支援センター 0 2 9 9 - 3 5 - 1 1 2 7
- 笠間市地域包括支援センター 0 2 9 6 - 7 8 - 5 8 7 1
- 行方市地域包括支援センター 0 2 9 9 - 5 5 - 0 1 1 4
- 鉾田市地域包括支援センター 0 2 9 1 - 3 4 - 0 0 1 1
- 茨城町地域包括支援センター 0 2 9 - 2 9 2 - 8 5 7 7

＜居宅介護支援費＞

1. 基本料金 (1単位：10.00円)

| | |
|-----------|---------|
| 要介護 1・2 | 1,086単位 |
| 要介護 3・4・5 | 1,411単位 |

2. 加算料金・・・各々についての要件を満たした場合に算定されます。

| 加 算 | 料 金 | 要 件 (抜粋) |
|-----------------|-------------|---|
| 初回加算 | 300単位/月 | <ul style="list-style-type: none"> 新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合。 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 250単位/月 | <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が病院又は診療所に入院してから3日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200単位/月 | <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。 |
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ～(Ⅲ) | 450～900単位/回 | <ul style="list-style-type: none"> 退院、退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、その他連携を行った場合。 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200単位/回 | <ul style="list-style-type: none"> 病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。(1月に2回を限度) |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400単位/月 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅で死亡した利用者に対し算定。その死亡日及び死亡前日、14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の身体の状態を把握し主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた場合。 |
| 通院時情報連携加算 | 50単位/月 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者1人につき1月に1回の算定を限度。 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師、または歯科医等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合に算定 |

3. 交通費 (通常の事業実施地域以外のみ)

| | |
|-------------|----------|
| 通常実施区域内 | 負担なし |
| 通常の事業実施地域以外 | 1km毎に30円 |

【特定事業所加算】

| | 算定要件 | I | II | III | A |
|----|---|---|------|------|------------|
| 1 | 専ら指定居宅支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 | ○ | 1名以上 | 1名以上 | 1名以上 |
| 2 | 専ら指定介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 24時間体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 算定日が属する利用者の総数のうち要介護3から要介護5である者の占める割合が100分の40(40%)以上であること。 | ○ | × | × | × |
| 6 | 当該指定居宅支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅支援を提供していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病疾患患者、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり45名未満であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ 連携でも可 |
| 12 | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 | ○ | ○ | ○ | ○連携でも可 |
| 13 | 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援 ハート24小川事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

契約者 住 所 _____

氏 名 _____